

令和 年筑北村告示第 号

筑北村犬猫繁殖制限手術補助金交付要綱をここに公布する。

令和 年 月 日

筑北村長 太 田 守 彦

令和4年筑北村告示第 号

筑北村犬猫繁殖制限手術補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犬猫の不妊・去勢手術を推進する事により適正な飼養を図るとともに、良好な生活環境を保持するため、手術費用の一部を補助することに関し、筑北村補助金等交付規則（平成17年10月11日規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 繁殖制限手術とは雌における卵巣及び子宮を摘出する手術、および雄における精巣を摘出する手術をいい、獣医師法(昭和24年法律第186号)の規定に基づく免許を有する獣医師による、犬猫の不妊手術であること。
- (2) 飼育する犬猫とは、飼い主が所有又は占有の意思と責任を持って、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している犬猫をいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 筑北村の住民基本台帳に登録されている者及び筑北村内で活動する非営利団体で、自らが飼育する犬猫に繁殖制限手術を受けさせた者
- (2) 本補助金と類似した助成制度を利用していない者
- (3) 犬にあっては、申請日までの1年以内に、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の規定に基づく鑑札及び予防注射済票の交付を受けていること。ただし、予防注射済票にあっては獣医師から注射猶予証明を受け、筑北村に提出している場合において補助金の対象とする。
- (4) 村税に滞納のない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、繁殖制限手術に要する経費の実支出額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、限度に満たない場合は、その額の百円未満を切り捨てた額とする。

また、補助金の交付は原則1世帯1年につき3頭までとする。ただし、不当な繁殖等により生活環境に悪影響を及ぼす場合等、村長が必要と認める場合についてはこの限りではない。

- (1) 不妊手術にあつては1匹につき5,000円
- (2) 去勢手術にあつては1匹につき3,000円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、筑北村犬猫繁殖制限手術補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該繁殖制限手術の完了した日の属する年度の3月31日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 繁殖制限手術に係る手術内容が確認できる領収書原本
- (2) その他村長が別に認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは筑北村犬猫繁殖制限手術補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、筑北村犬猫繁殖制限手術補助金交付請求書(様式第3号)により村長に補助金の請求をするものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 村長は、補助金の交付決定後、次の各号いずれかに該当したことを確認したときは、補助金の交付決定を取消すとともに、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 犬猫を適切に飼育していないと認められるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

筑北村犬猫繁殖制限手術補助金交付申請書

年 月 日

筑北村長 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩

筑北村犬猫繁殖制限手術補助金交付要綱第5条により、関係書類を添えて補助金交付申請します。

記

犬 猫 の 名 前		犬 猫 の 性 別	オス・メス
犬 猫 の 種 類		犬 猫 の 年 齢	
施 術 医 療 機 関			
施 術 日	年 月 日		
手 術 費 用	円		
犬 の 登 録 年 度		犬 の 登 録 番 号	
犬 の 注 射 済 票 番 号		犬 の 注 射 猶 予	あり・なし
補助金の交付を受けるにあたり、審査に必要な資料として、村税等の納税等に関する資料の閲覧について承諾します。			⑩

添付書類

繁殖制限手術に係る手術費の領収書の写し

様式第2号（第6条関係）

筑北村犬猫繁殖制限手術補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

筑北村長

年 月 日付で申請のあった件について、下記の条件を付して決定したので通知します。

記

1. 申請者氏名

2. 犬猫の名前等 (性別:)

3. 交付決定額 円

3. 交付の条件 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消します。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 犬猫を適正に飼育していないと認められたとき。

様式第3号 (第7条関係)

筑北村犬猫繁殖制限手術補助金請求書

年 月 日

筑北村長 様

住所
申請者 氏名 ⑩

年 月 日付 筑住福第 号で交付決定のあった筑北村犬猫繁殖制限手術補助金について、下記のとおり請求します。

記

犬猫の名前		犬猫の性別	オス・メス
犬猫の種類		犬猫の年齢	
施術医療機関			
補助金額	円		
振込先	金融機関名		支店名
	口座種別	普通・当座	口座番号
	口座名義	(フリガナ)	